

公民館における使用料の導入について

公民館の貸部屋の利用について、平成30年6月1日以後の利用分から使用料を導入します。

【使用料導入の理由】

公民館などの施設の運営には、人件費や維持管理のための費用がかかっています。これらの費用について、平成24年度に「受益者負担の在り方の基本方針」を策定し、市が提供するサービスに応じて、利用者にどの程度負担していただくのが適切かなどの基準を定めました。

このことにより、平成28年度に体育施設等の料金改定が行われ、また、平成30年度から公民館に使用料を導入することになりました。

利用者の皆様から使用料をいただくことで、今後、社会状況が変化していく中でも、持続可能な施設運営をしていきたいと考えています。

皆様の御理解と御協力をお願いします。

【橋本公民館の使用料】

施設	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
中会議室	900円	1,200円	1,200円
小会議室	600円	800円	800円
工作室	900円	1,200円	1,200円
視聴覚室	600円	800円	800円
料理実習室	600円	800円	800円
茶室	300円	400円	400円
ミーティング室	600円	800円	800円

施設	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後8時まで	午後8時から 午後10時まで
大会議室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
和室	1,200円	800円	800円	800円	800円

※大会議室と和室については、平成30年6月1日以後、夜間の利用時間帯を2区分にする予定です。

【使用料の支払方法】

今後公民館に設置する券売機で利用日当日にお支払ください。

【使用料の免除】

次のいずれかに該当する場合、使用料を免除する予定です。（詳しくは、裏面をご覧ください。）

- （1）公民館が主催し、又は共催する事業のために利用するとき。
- （2）市内の地域自治振興、教育振興又は社会福祉振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする団体がその目的のために利用するとき。
- （3）公民館が主催し、又は共催する事業を契機に設立された団体が利用するとき（当該団体が設立された日から当該団体が設立された日の属する年度の翌年度の末日までの期間に限る。）。

申請は、平成30年4月1日より受け付けます。

詳細は、公民館窓口までご相談ください。

橋本公民館長

公民館使用料免除制度について

1 趣旨

相模原市立公民館では、公民館活動の振興や地域団体による地域自治振興活動、地域の子どもの教育振興活動、社会福祉振興活動を支援するため、それぞれの分野において公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする団体がそのために利用するときに、次のとおり公民館使用料を免除することができます。

2 申請の流れ

1 対象の 確認	種別	地域自治振興を 目的とする団体	教育振興を 目的とする団体	社会福祉振興を 目的とする団体
	団体名	1 自治会 2 老人クラブ 3 消防団 4 交通安全母の会 5 まちづくり会議※ 6 安全・安心まちづくり推進協議会 7 まつり・観光関係団体※ 8 ふれあい広場管理団体 9 避難所等運営団体 10 交通関係協議団体※ 11 防犯・交通安全関係団体 12 明るい選挙推進協議会 13 文化財保護団体※	1 小中学校PTA 2 幼稚園・保育所・認定こども園 の保護者会※ 3 学校教育関係団体※ 4 青少年健全育成協議会 5 青少年指導員連絡協議会 6 子ども会※ 7 学習支援団体※ 8 スポーツ少年団※ 9 ジュニア(中学生以下)の体育・ 文化活動育成団体※ 10 スポーツ推進委員連絡協議会	1 社会福祉協議会 2 民生委員児童委員協議会 3 保護司会、更生保護女性会 4 子育て支援団体、子育て団体※ 5 障害者支援団体、障害者団体※ 6 高齢者支援団体※ 7 健康づくり普及員連絡会 8 食生活改善団体(わかな会) 9 赤十字奉仕団 10 戦没者・被爆者・戦災被害者関 係団体※
	備考	団体の詳細な定義については、公民館窓口までお尋ねください。		
2 申請手 続	提出 書類	1 相模原市立公民館使用料免除申請書(各公民館窓口で入手できます。) 2 添付書類 上記の団体名の横に「※」がついている団体は、活動内容の分かる書類の提出を お願いすることがあります。		
	提出 場所	登録した主に利用する公民館(拠点公民館)に提出してください。 6月利用分より免除を希望する団体は令和2年4月30日までに提出してください。 その後は、随時受付します。		
3 決定	利用前までに、各公民館から団体の代表者又は連絡担当者に「相模原市立公民館使用料免 除決定通知書」を交付します。			
4 利用時	利用当日は、免除決定の確認を受け、通常のとおり利用手続きをしてください。なお、申 請は利用ごとに必要となります。(すでに提出した添付書類の添付は不要です。)			

☆ 事前相談は公民館窓口で受付しています。申請手続きは4月1日以降受付を開始します。